

4 定款変更の届出（認証を受ける必要がない場合）

以下のような、所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの定款変更の場合には、社員総会の議決のみで変更ができ、所轄庁の認証は不要です。

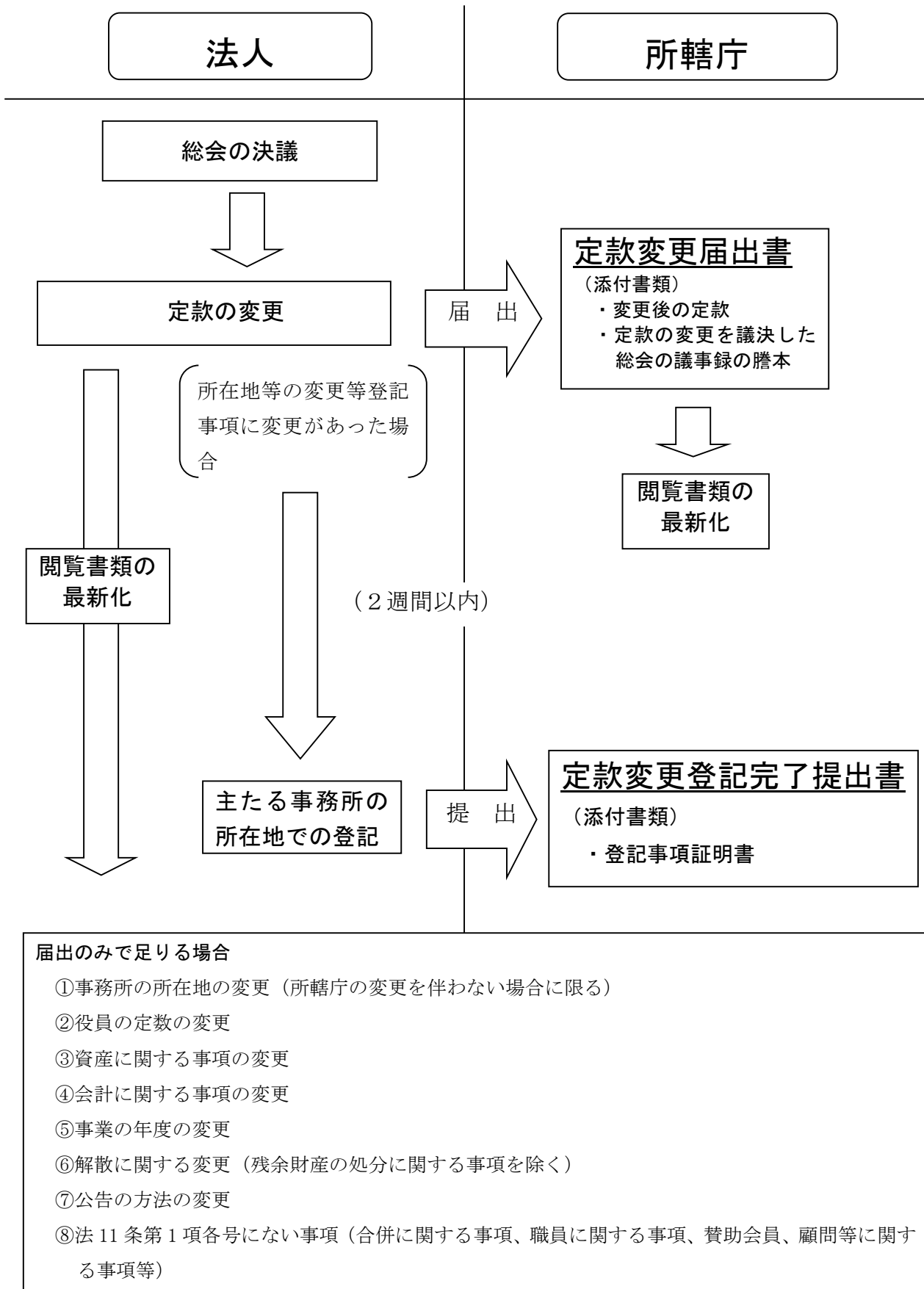
この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を届け出なければなりません（法 25⑥、条例 7）。

また、法人は、事務所の所在地等の登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款変更登記完了提出書を提出する必要があります（組登令 3 ①）。

届出のみで足りる場合

- ①事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ②役員の定数の変更
- ③資産に関する事項の変更
- ④会計に関する事項の変更
- ⑤事業の年度の変更
- ⑥解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦公告の方法の変更
- ⑧法 11 条第 1 項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）

○定款の変更の届出を行う場合のフロー



○定款変更届出時に提出する書類

(1) 定款変更の届出を行う場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更届出書（第五号様式）	104
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	105
変更後の定款	—

(2) 定款変更後に提出する書類

※変更が登記事項（事務所所在地等）の場合のみ提出

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書（第五号様式の二）	107
登記事項証明書（原本）	—

第五号様式（第七条）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

定款変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

定款変更後の住所
を記載。

千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎
電話番号043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第6項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第6項）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号に置く。	第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号に置く。

変更した時期 〇〇年〇月〇日

定款を変更した総会の日付
又は総会で決定された定款
変更の日付

2 変更の理由

現在の法人の事務所が手狭になったため、さがしていたところ〇〇市に在住の
会員所有の事務所を借りられることになったため

備考 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした
新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時社員総会議事録

定款の定めに従い、出席者に書面
表決者、電磁的方法による表決者
又は表決委任者が含まれる場合
は、その数を付記。

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
- 2 開催場所 千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号 法人事務所
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項

第1号議案 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する事項

5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記1議案の審議を行った。

第1号議案 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する事項

議長より、現在の法人の事務所が手狭になったため、さがしていたところ〇〇市に在住の会員所有の事務所を借りられることになったため、主たる事務所の所在地の変更に伴う定款第2条の定款変更をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号から、
千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号に変更する。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、**■■■■**
■氏、**▲▲▲▲**氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇〇〇 印
議事録署名人 ■■■■ 印
議事録署名人 ▲▲▲▲ 印

原本は法人で保管すべき
ものですので、提出はコ
ピーしたもので結構で
す。ただし登記の手続き
で法務局へ提出する際
には原本証明が必要です。

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

特定非営利活動法人☆☆☆☆ 書面決議による第〇回 定期社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた日

〇〇年〇月〇日

2 正会員総数及び表決数

正会員総数〇〇人（書面表決△人、電磁的方法表決×人 計〇〇人）

3 提案者 理事長 〇〇〇〇

4 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 〇〇年度事業報告及び決算書類の承認の件

別添のとおり

(2) 〇〇年度事業計画及び予算の承認の件

別添のとおり

(3) 役員任期満了に伴う改選の件

次のとおり選任した。

理事 〇〇〇〇 △△△△ □□□□（全員重任）

監事 ××××（重任）

(4) 主たる事務所の変更に伴う定款変更に関する件

次のとおり変更する。（変更日 〇年〇月〇日）

新	旧
第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目2番地3号に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県〇〇市〇〇3丁目2番1号に置く。

理由：現在の法人の事務所が手狭になったため

5 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名

理事 △△△△

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により、第〇回 定期社員総会の決議があったものとみなされたので、決議を明確にするため、理事長及び議事録作成者がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人☆☆☆☆ 第〇回定期社員総会

氏名は、通常の議事録に準じて記名押印等を行う。
押印は、本人が行う。

理事長 〇 〇 〇 〇 印

議事録作成者 理 事 △ △ △ △ 印

この議事録作成例は、書面等によりすべての議案について社員全員から賛同の意思表示があったため、開催を省略した場合に作成される議事録の作成例です。実際に総会を開催する場合には通常の議事録を作成することになりますので御注意ください。

第五号様式の二（第七条の二）

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

定款変更登記完了提出書

年 月 日

千葉県知事 様

定款変更後の住所
を記載。

千葉県〇〇市〇〇1丁目2番3号
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎
電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項・第62条において準用する同法第52条第1項の規定により読み替えて適用する同法第25条第7項）の規定により、登記事項証明書を提出します。

添付書類

①登記事項証明書（原本）

（注）変更が、登記事項（事務所所在地等）の場合のみ提出